

男女共同参画推進委員に対する相談・申出への対応状況

(単位:件)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
合 計	16	12	3	1	2	1			35
問合せ(制度に関するもの)	2	3	1						6
相談(個別の事案に関するもの)	9	2			1				12
申出(推進委員への申出)	5	7	2	1	1	1			17
県の施策に関するもの	4	5	2						11
人権侵害の事案	1	2		1	1	1			6
家庭関係									
職域関係		(1)		(1)	(1)	(1)			(4)
学校関係									
地域社会関係	(1)	(1)							(2)
その他の個人間の関係									
申出への対応状況									
調査終了	3	4	3						10
他の機関へ引継ぎ									
調査しないこととした事案		3	1	1	1		1		7
申出人からの取下げ									
調査未了	2	2				1			

(区分の定義)

問合せ：制度に関する一般的な問合せ

相 談：個別の事案に関するもので、次のいずれかであると判断されたもの

・男女共同参画に関する事案でないもの

・男女共同参画に関する事案ではあるが、推進委員が処理するよりも、他の救済機関等に

申出することがより適当な事案

申 出：申出書等による推進委員への申出